概要版

袖ケ浦市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画

～ふれあいとささえあい　共にはぐくむ　高齢社会～

－　平成２７年度～平成２９年度　－

平成27年3月

Sodegaura City

袖ケ浦市

1. 計画の策定の趣旨

袖ケ浦市においては、団塊の世代が 65 歳に到達したことによって高齢者人口が大幅に増加しており、平成 26 年 10 月時点で高齢化率が 23.5%と概ね４人に１人が高齢者となり、今後、高齢化はさらに進展していくとともに、要介護高齢者、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者の増加も見込まれます。

本市では、「ふれあいとささえあい　共にはぐくむ　高齢社会」を基本理念に、第１期から第５期にわたって、高齢者の保健福祉事業及び介護保険事業の推進に努めてきました。

本計画は、団塊の世代が後期高齢期に入る 2025 年を見据えつつ、第５期から続く地域包括ケアの推進の取り組みを発展させるとともに、介護保険制度改正への対応に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにすることを目的として策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の8による規定（老人福祉計画）及び介護保険法第 117 条による規定（介護保険事業計画）に基づき両計画を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけるものです。

また、「袖ケ浦市総合計画」及び「袖ケ浦市地域福祉計画」を上位計画として、「袖ケ浦市障がい者福祉基本計画及び袖ケ浦市障がい福祉計画」等、他の関連する計画との連携及び整合を図って策定するものです。

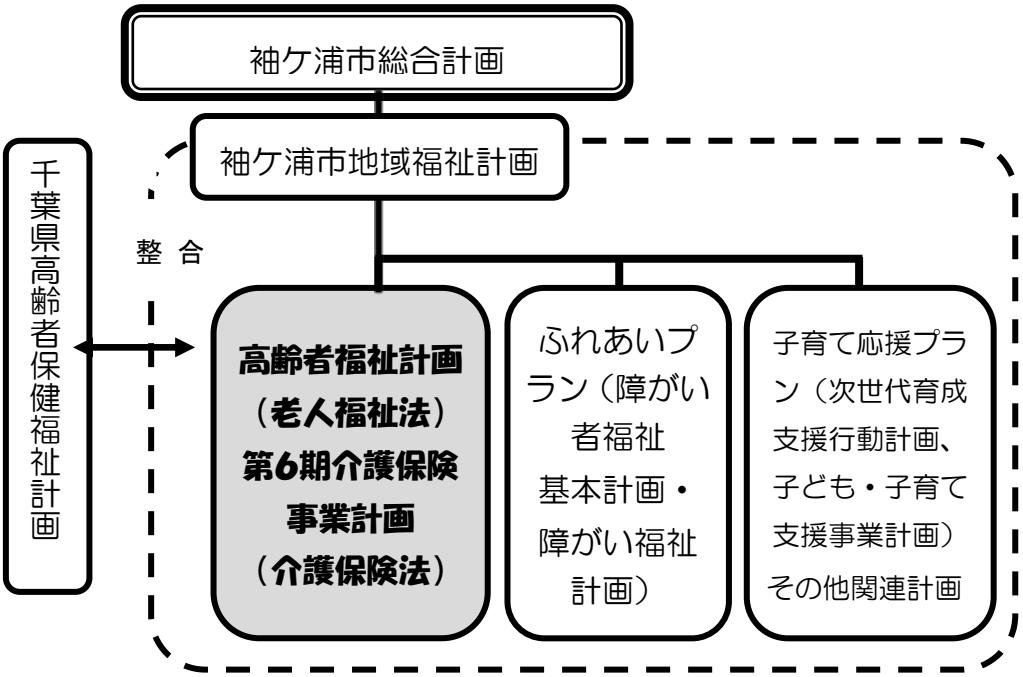

3. 計画の期間

本計画の期間は、2025 年（平成 37 年）を見据えつつ、平成 27 年度から平成 29 年度までの３年間とし、平成 12 年４月の介護保険制度創設から第６期目の計画となります。

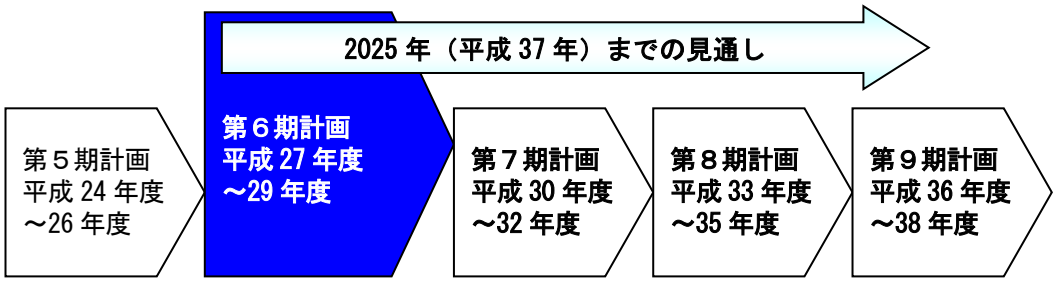

4. 袖ケ浦市の高齢者人口の推計

（単位：人）

	実績値	推計値			参考値	
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 32 年	平成 37 年
総人口	61,936	62,206	62,299	63,238	64,389	64,342
0～39 歳人口	26,076	25,851	25,585	25,575	25,531	24,735
40～64 歳人口	21,310	21,213	21,045	21,224	21,222	21,585
高齢者人口	14,550	15,142	15,669	16,439	17,636	18,022
前期高齢者	8,630	8,980	9,164	9,467	9,616	7,941
後期高齢者	5,920	6,162	6,505	6,972	8,020	10,081
高齢化率	23.5%	24.3%	25.2%	26.0%	27.4%	28.0%

※各年10月1日現在（実績値は住民基本台帳）

推計値は、平成 22 年から平成 26 年までの住民基本台帳人口をもとに、総合計画における人口推計との整合を図った上で、コーホート変化率法（同年に出生した集団から、性別・年齢別変化率、0歳児の出産年齢適齢女性に対する比率、出生児の男女比等を用いて将来の人口予測を計算する方法）により算出。

袖ケ浦市の日常生活圏域と高齢者人口の状況

高齢化率については、市全体の率（23.5%）を下回っている昭和地区（20.9%）、長浦地区（21.1%）と、上回っている根形地区（24.7%）、平岡地区（33.9%）、中川・富岡地区（29.2%）とに二分されています。

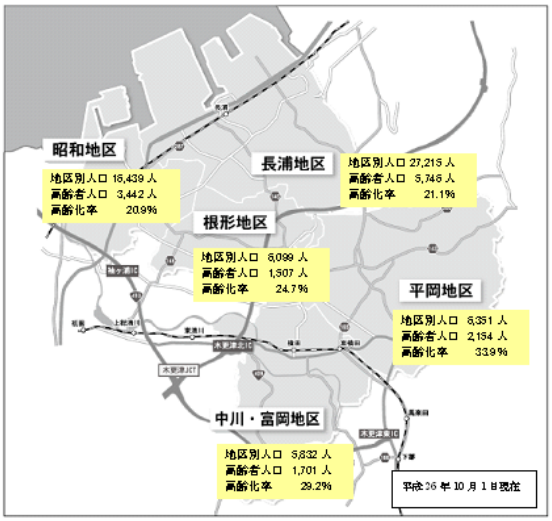

5. 要支援・要介護認定者数の推計

（単位：人）

	実績値			推計値			参考値	
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
要支援1	182	188	193	199	209	224	270	329
要支援2	214	224	233	242	254	272	323	398
小計	396	412	426	441	463	496	593	727
要介護1	315	333	370	398	427	476	569	656
要介護2	307	317	319	323	331	350	426	484
要介護3	253	253	280	316	348	376	459	556
要介護4	272	286	270	285	295	298	330	390
要介護5	238	238	236	250	263	273	309	370
小計	1,385	1,427	1,475	1,572	1,664	1,773	2,093	2,456
合計	1,781	1,839	1,901	2,013	2,127	2,269	2,686	3,183

※各年 10 月 1 日現在

6. 第6期計画における重点課題

高齢者・要介護者数等の推移動向、今後の施策ニーズ、第5期計画の実施状況、介護保険制度の改正等を踏まえると、第6期計画の重点課題は次のとおりまとめられます。

高齢者の在宅生活を支える仕組みづくりの構築

今後の高齢者人口、特に後期高齢者人口の増加、それに伴うひとり暮らし高齢者、高齢夫婦世帯の一層の増加などを見据え、高齢者の介護予防や健康寿命の延伸を図るため、高齢者の主体的な健康づくり活動、生きがい活動・社会（貢献）活動をさらに促進していく必要があります。

また、在宅生活を支える仕組みづくりのため、医師会や訪問看護ステーションなどの医療関係機関と、ケアマネジャーや介護事業者などの介護関係機関の連携強化を推進していく必要があります。

認知症高齢者に対する施策の充実

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加に対応できるよう、地域包括支援センター等における認知症施策の充実を図るとともに、医療との協働体制を構築し、連携の強化を図る必要があります。

また、家族介護者の介護負担の軽減のため、介護者と介護経験者の交流や情報交換を行うための機会の提供や介護者に対するサービスの充実を進めていく必要があります。

中・重度の要介護者に対するサービスの充実

市の要介護認定者の認定状況は、全国、千葉県と比べて中・重度の要介護者の割合が高いことから、介護度重度化防止を進めるとともに、今後高齢者人口が増加する中で、さらなる中・重度者の増加を抑制するために、介護予防事業の推進を図る必要があります。

これらに加え、平成27年度からの介護保険制度改正の中で、施設への入所が要介護3以上となることから、施設サービスの適正化についても進める必要があります。

介護予防の充実

平成27年度からの介護保険制度の改正により、介護予防については、これまでの心身機能の改善を中心とした考え方に、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなどの考え方を加えて、事業の充実を進めていくことが必要となりました。

この事業の充実に向け、専門的なサービスとともに住民主体の多様なサービスの提供について検討を行い、要支援者等の選択できるサービスの充実を図る必要があります。

また、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の介護予防活動を広く展開し、通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していく必要があります。

7. 計画の基本理念

今後ますます高齢化が進展していく中で、高齢者の生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予想されます。高齢期を迎えても、高齢者一人ひとりが、豊富な経験や知識、技術等を地域社会に活かすことができる環境づくりとともに、互いに助けあい支えあうまちづくりを推進していく必要があります。

また、高齢化の進展により、要介護者が増加することが見込まれますが、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳や生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができるよう、高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。

第6期の本計画では、第5期までの実績を踏まえさらに理念を深めていくために、第5期までの理念を継承し、高齢者が住み慣れた地域で支えあい、安心して暮らし続けられる高齢社会の実現を目指していきます。

■第6期計画の基本理念

ふれあいとささえあい

共にはぐくむ　高齢社会

8. 計画の基本目標

「ふれあいとささえあい　共にはぐくむ　高齢社会」を基本理念とした上で、第5期計画における課題や市民ニーズを踏まえながら重点課題への取り組みを行うとともに、第6期計画における地域包括ケアシステムの実現に向け、新たに5つの基本目標を設定し、施策を推進していきます。

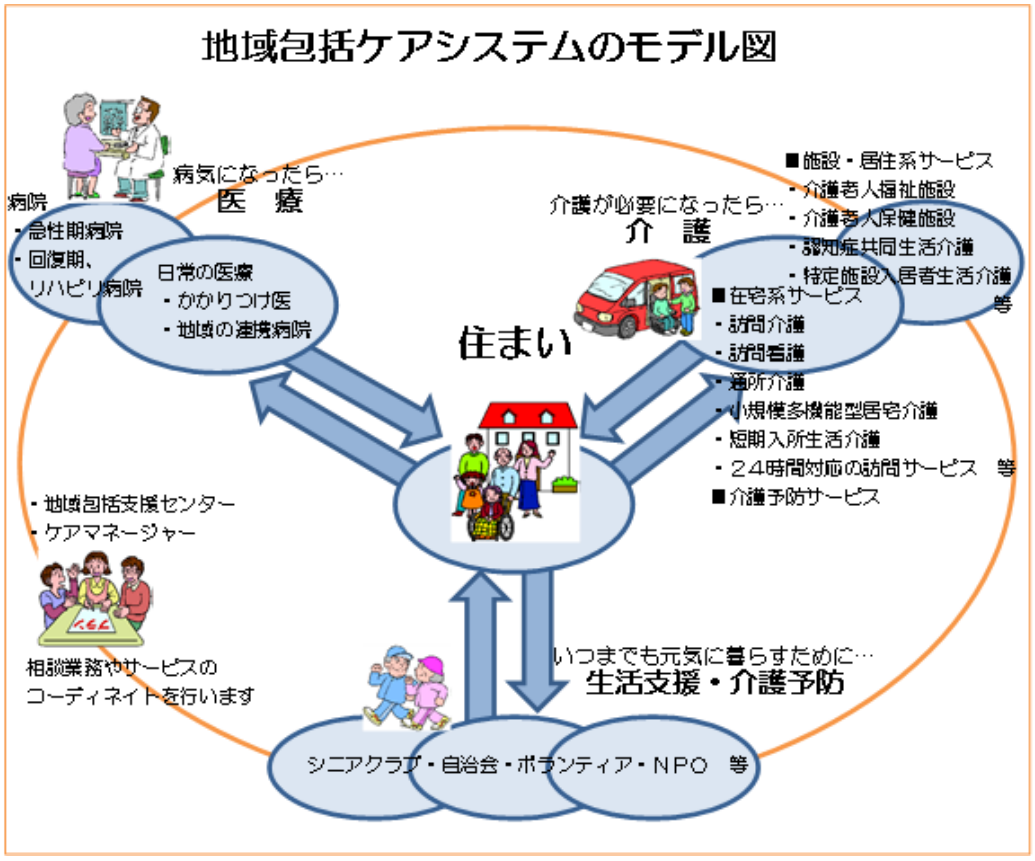

基本目標1：介護予防の促進と健康寿命の延伸

高齢者が、住み慣れた地域で、可能な限り生涯にわたり心身ともに健康で生き生きと暮らしていくことができるよう、介護予防の充実、健康の保持増進、疾病予防の推進を図ります。

基本目標2：介護と医療の連携の推進

地域包括ケアシステムの中核となる機能を構築するために、在宅訪問診療や訪問看護等の在宅医療の充実とともに、介護と医療の連携のための基盤づくりを推進します。

基本目標3：高齢者の住まいの支援

高齢者ができるだけ自立し安心して在宅生活を営めるように、住宅におけるバリアフリー化や多世代同居等を支援します。

基本目標4：介護サービスの充実

市民ニーズで要望の多かった家族の介護負担の軽減を図り、介護を必要とする高齢者を支えるために、介護保険制度改正への対応のもとに、介護保険サービスの質と量を確保して、介護相談体制の充実、介護給付の適正化、低所得者への支援等を推進し、介護保険事業の円滑な運営、質の充実を図ります。

また、市民ニーズで要望あった介護制度に関する情報提供については、各種パンフレットなどをホームページに掲載するなど周知を図ります。

基本目標5：高齢者の生活支援の推進

介護を必要とする高齢者や認知症の方、ひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができるよう、認知症施策の充実、多様な主体による日常生活の支援、生きがい・交流活動や社会参画活動の推進を図ります。

9. 施策の体系

計画の基本目標を実現するために、以下の施策の体系で、施策の推進を図ります。

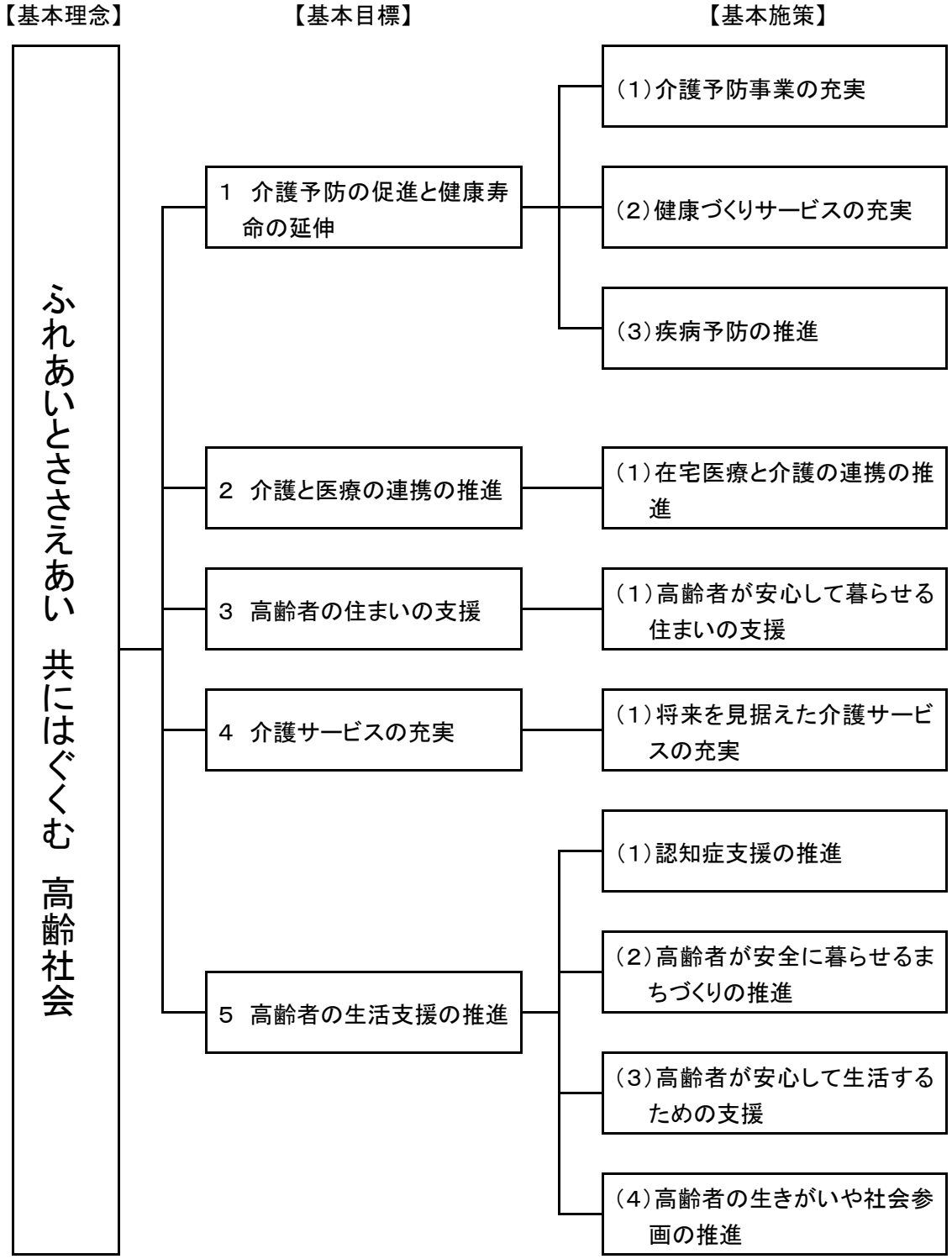

10. 施策の推進

基本目標	基 本 施 策	事 業 名	担 当 課	区分
1 介護予防の促進と 健康寿命の延伸	(1)介護予防事業の充実	介護予防・生活支援サービス事業	高齢者支援課	新規
		介護予防普及啓発事業	高齢者支援課	改善
		地域介護予防活動支援事業	高齢者支援課	改善
		介護予防把握事業	高齢者支援課	新規
		介護支援ボランティア事業	高齢者支援課	継続
		生活支援コーディネーターの配置	高齢者支援課	新規
		地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者支援課	新規
		一般介護予防事業評価事業	高齢者支援課	改善
	(2)健康づくりサービスの充実	健康づくり支援センター管理事業	健康推進課	継続
		総合型地域スポーツクラブ活性化事業	体育振興課	継続
		高齢者スポーツ大会事業	高齢者支援課	継続
	(3)疾病予防の推進	特定健康診査及び特定保健指導の実施	保険年金課 健康推進課	継続
		後期高齢者健康診査の実施	保険年金課	継続
		人間ドック検診料の助成	保険年金課	継続
		成人保健指導事業	健康推進課	継続
		各種がん検診事業	健康推進課	継続
		健康相談事業	健康推進課	継続
		予防接種事業	健康推進課	継続
		歯科検診等推進事業	健康推進課	継続

基本目標	基 本 施 策	事 業 名	担 当 課	区分
2 介護と医療の連携の推進	(1)在宅医療と介護の連携の推進	在宅生活支援のための医療機関と介護との連携の推進	高齢者支援課	新規
		医療と介護が連携した在宅生活支援のための環境整備	高齢者支援課	新規

基本目標	基 本 施 策	事　業　名	担 当 課	区分
３　高齢者の住まいの支援	（1）高齢者が安心して暮らせる住まいの支援	世代間支え合い家族支援事業	高齢者支援課	継続
		高齢者等住宅整備資金貸付事業	高齢者支援課	継続
		木造住宅耐震化促進事業	建築住宅課	継続
		高齢者宅防火診断	消防本部予防課	継続
		養護老人ホーム	高齢者支援課	継続

基本目標	基 本 施 策	事　業　名	担 当 課	区分
４　介護サービスの充実	（1）将来を見据えた介護サービスの充実	在宅介護サービスの充実	高齢者支援課	継続
		介護施設サービスの充実	高齢者支援課	継続
		地域密着型サービスの充実	高齢者支援課	継続
		介護相談員等派遣事業	高齢者支援課	継続
		介護給付等費用適正化事業	高齢者支援課	継続

基本目標	基 本 施 策	事　業　名	担 当 課	区分
５　高齢者の生活支援の推進	（1）認知症支援の推進	認知症予防の推進	高齢者支援課	改善
		認知症の早期診断・早期対応	高齢者支援課	新規
		オレンジ連携シートを活用した医療との連携	高齢者支援課	改善
		認知症の人及び家族支援の強化	高齢者支援課	改善
	（2）高齢者が安全に暮らせるまちづくりの推進	救急・地域医療体制の整備	消防本部総務課	継続
		救急医療情報キット配布事業	高齢者支援課	継続
		災害時要援護者避難支援対策	危機管理課	継続
		高齢者等生活支援用具給付貸付事業	高齢者支援課	継続
		高齢者虐待防止事業	高齢者支援課	継続
		交通安全対策推進事業	市民活動支援課	継続
		防犯対策事業	市民活動支援課	継続
		道路・交通施設の整備	土木建設課	継続

	（3）高齢者が安心して生活するための支援	地域ケア会議の運営	高齢者支援課	継続
		サブセンター運営事業	高齢者支援課	継続
		高齢者見守りネットワーク事業	高齢者支援課	改善
		生活支援短期宿泊事業	高齢者支援課	継続
		ひとり暮らし高齢者宅漏水調査	水道局	継続
		成年後見制度利用支援事業	高齢者支援課	継続
		消費生活相談員出前講座	商工観光課	継続
		移送サービス事業	社会福祉協議会	継続
		給食（配食）サービス	社会福祉協議会	継続
		家族介護用品支給事業	高齢者支援課	継続
		高齢者生活支援ホームヘルパー派遣事業	高齢者支援課	改善
		はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	高齢者支援課	継続
		理容師派遣事業	高齢者支援課	継続
		電話訪問サービス（ほっとテレホンサービス）	社会福祉協議会	継続
		家族介護慰労金支給事業	高齢者支援課	継続
	（4）高齢者の生きがいや社会参画の推進	高齢者いきがい促進事業 （高齢者学級）	市民会館 各公民館	継続
		ひとり暮らし高齢者バスツアー	社会福祉協議会	継続
		雇用促進奨励金の交付	商工観光課	継続
		敬老事業（長寿祝金）	高齢者支援課	継続
		老人福祉会館運営事業	高齢者支援課	継続
		シルバー人材センター育成事業	高齢者支援課	継続
		生きがい活動支援通所事業 （いきいきサロン）	高齢者支援課	継続
		保育所児童世代間交流事業	保育課	継続
		地域ふれあいサロンの設置	社会福祉協議会	継続
		ボランティアセンターの充実	社会福祉協議会	継続
		地区社会福祉協議会の運営強化	社会福祉協議会	継続
		シニアクラブ活動助成事業	高齢者支援課	継続
		「ガウラナビ」を活用した情報発信	市民活動支援課	継続
		生涯学習ボランティア促進事業	生涯学習課	継続

11.介護保険事業費の見込み

(1)介護サービス給付費　（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護サービスの総給付費	2，877，498	3，120，679	3，510，556

(2)介護予防サービス給付費　（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防サービスの総給付費	138，217	156，463	139，235

(3)地域支援事業費見込額　（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域支援事業費	88，078	95，000	124，000

12. 介護施設サービス・地域密着型サービスの整備計画

(1)介護施設サービス

第6期期間中に特別養護老人ホームを1施設整備することを計画します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）		1施設 定員 80 人 H29 年度開設	

(2)地域密着型サービス

訪問系サービスの充実として定期巡回・随時対応型訪問介護看護を、通所を中心としたサービスの充実として小規模多機能型居宅介護を整備することを計画します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1事業所	1事業所
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	1施設(*1) 定員 18 人 H27 年度開設		1施設 定員 25 人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1施設(*2) 定員 29 人 H28 年度開設		

(*1)開設事業者は、平成 25 年度に協議済みです。

(*2)開設事業者は、平成 25 年度に選定済みです。

13.費用負担割合

(1)保険給付費の負担割合

保険給付費の負担割合（施設等給付費を除く）

国	県	市	第１号被保険者の負担額	第２号被保険者の負担額
25%	12.5%	12.5%	22%※	28%

保険給付費の負担割合（施設等給付費）

国	県	市	第１号被保険者の負担額	第２号被保険者の負担額
20%	17.5%	12.5%	22%※	28%

※国から交付される調整交付金の交付率により、実質の負担割合は変化します。

地域支援事業費の負担割合

地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の負担割合

国	県	市	第１号被保険者の負担額	第２号被保険者の負担額
25%	12.5%	12.5%	22%	28%

地域支援事業（包括的支援事業、任意事業）の負担割合

国	県	市	第１号被保険者の負担額	第２号被保険者の負担額
39.0%	19.5%	19.5%	22%	0%

14.介護保険料の算定結果

(1)介護保険料基準額

介護保険料基準額	年額	57,300円	月額	4,775円

(2)所得段階別保険料額(年額)

段階	対象者	算定方法	保険料額
第１段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額×0.48	27,504 円
第２段階	市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	基準額×0.73	41,829 円
第３段階	市民税世帯非課税で年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	基準額×0.75	42,975 円
第４段階	市民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が 80 万円以下の方	基準額×0.90	51,570 円
第５段階	市民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が 80 万円を超える方	基準額×1.00	57,300 円
第６段階	市民税本人課税者（合計所得金額 120 万円未満）	基準額×1.16	66,468 円
第７段階	市民税本人課税者（合計所得金額 120 万円以上 190 万円未満）	基準額×1.25	71,625 円
第８段階	市民税本人課税者（合計所得金額 190 万円以上 290 万円未満）	基準額×1.50	85,950 円
第９段階	市民税本人課税者（合計所得金額 290 万円以上 400 万円未満）	基準額×1.70	97,410 円
第 10 段階	市民税本人課税者（合計所得金額 400 万円以上 500 万円未満）	基準額×1.75	100,275 円
第 11 段階	市民税本人課税者（合計所得金額 500 万円以上 600 万円未満）	基準額×1.80	103,140 円
第 12 段階	市民税本人課税者（合計所得金額 600 万円以上 1,000 万円未満）	基準額×1.85	106,005 円
第 13 段階	市民税本人課税者（合計所得金額 1,000 万円以上）	基準額×2.00	114,600 円

袖ケ浦市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画

発　行　　平成２７年３月

企画・編集　　袖ケ浦市福祉部高齢者支援課
〒299-0292　袖ケ浦市坂戸市場１番地１
ＴＥＬ　　（０４３８）６２-２１１１（代表）
ＦＡＸ　　（０４３８）６２-３１６５
ＵＲＬ　　http://www.city.sodegaura.lg.jp